

空き家(空き店舗)バンク 利用してみませんか

まだまだ活用可能な住宅や店舗が数多く空き家になっています。これらの物件を一軒でも多く移住希望者に活用してもらうことで、移住や定住・起業を促し、地域を元気にすることができます。

日光市空き家バンク制度は、移住や起業を考えている方に、空き家(空き店舗)の情報を紹介する制度です。

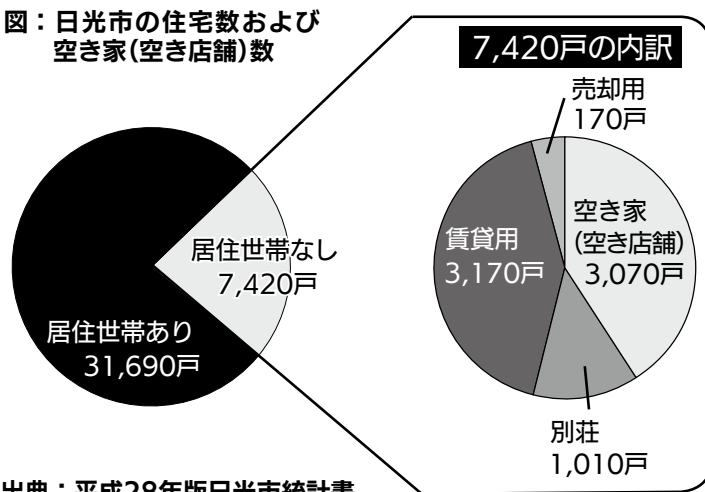
くわしくは 地方創生推進課 地方創生推進係 ☎25-5322

1. 空き家はどのくらいあるの？

全国で人が住んでいない物件の数は、住宅・土地統計調査(平成25年総務省)によると、820万戸にも上ります。市内では3,070戸の空き家(空き店舗)があり、年々増加しています。空き家が増えているということは、地域から人が減り活力が失われているということでもあります。

これまで行われていた地域の運動会やお祭りなど、人手不足でできなくなってしまった行事もあります。このまま人口減少が進むと、地域やさらには市自体が存続できなくなってしまうこともあり得ます。

図：日光市の住宅数および
空き家(空き店舗)数



出典：平成28年版日光市統計書

2. 空き家の管理について

平成27年に空家対策特別措置法が施行されたことで、適切に管理されていない空き家は「特定空家等」に認定される場合があります。「特定空家等」として認定されると、その敷地については固定資産税などの住宅用地特例の対象から除外され、優遇措置が受けられなくなります。

また、人が住まない家は、適切に管理していないと傷んでしまいます。使い道のないまま、空き家を所有していくことは管理の点でも大きな負担となっていきます。空き家は、希望する方の手に渡りそこに人が住んだり、店として使われたりすることで、街や地域の活性化につなげることができる貴重な資源にもなります。

3. 空き家(空き店舗)バンクに登録する

空き家バンクは個人が所有する住宅、もしくは店舗(敷地も含む)に登録することができます。登録には条件があり、賃貸や分譲を目的として建築された建物や老朽化が著しく危険な建物は登録できません。条件を満たしている場合、現地調査を行い、登録の可否を判断します。



- ※空き家(空き店舗)を登録するには、事前登録・申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください
- ※契約交渉は、市と業務協定を締結している公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会に加盟する不動産業者が仲介します(宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生します)
- ※市は交渉および契約には関与しません



◀日光市空き家(空き店舗)バンク制度専用ホームページ

<http://www.nikko-akiyabank.jp>

専用ホームページでは次の事ができます。

- ◎空き家(空き店舗)バンク制度内容を見る
- ◎申請書類をダウンロードする
- ◎登録物件を見る
- ◎物件を地域や価格など条件を絞って検索する
- ◎住宅取得支援制度などを見る



専用ホームページ QR コード

◆担当者から

観光地として全国的に有名な日光市には、「移り住みたい」「お店を始めたい」という方から問い合わせが数多くあります。

移住を希望する方のニーズは多種多様です。観光をきっかけに観光地の近くへ移住したいという方、お店を始めたい方、田舎で静かに暮らしたい方、都市部と日光の2拠点で仕事をした方、ログハウスに住みたい方、古民家に住みたい方などさまざまです。

これらの移住を希望する方に、まだまだ活用可能な住宅や店舗を一軒でも多く活用してもらうことで、移住や定住、起業を促し、地域を元気にすることができると考えています。

空き家をお持ちで、売りたい、貸したいとお考えの方は、ぜひ日光市空き家バンクにご登録ください。



地方創生推進課
まつもとともゆき
松本智之主任